

2021年12月14日

各 位

会社名 中小企業ホールディングス(株)
代表者名 代表取締役社長 岡本 武之
(コード番号 1757 東証第2部)
問合せ先 代表取締役社長 岡本 武之
(Tel : 03-6825-7100)

募集新株予約権（第2回有償ストック・オプション）の発行に関するお知らせ

当社は、本日開催の当社取締役会において、会社法第236条、第238条及び第240条の規定に基づき、当社及び当社の100%子会社の役職員に対し、下記のとおり新株予約権（以下「有償ストック・オプション」といいます。なお、名称は「第2回有償ストック・オプション」といいます。また、登記上の名称は「中小企業ホールディングス株式会社 第26回新株予約権」といいます。）を発行することを決議致しましたので、お知らせ致します。

有償ストック・オプションを引受ける者に対して公正価格にて有償で発行するものであり、特に有利な条件でないことから、株主総会の承認を得ることなく実施致します。

また、有償ストック・オプションは付与対象者に対する報酬としてではなく、各者の個別の投資判断に基づき引受けが行われるものであります。

1. 有償ストック・オプションの募集の目的及び理由

中長期的な当社グループの業績拡大及び企業価値増大を目指すにあたり、より一層意欲及び士気を向上させ、当社グループの結束力を更に高めることを目的として、当社及び当社の100%子会社の役職員に対して、有償ストック・オプションを発行するものであります。

当社グループの企業価値増大を目指すには、当社グループの役職員が持てる力を最大限発揮する必要があります。その成果が資本市場で評価され株価上昇につながると考えます。

有償ストック・オプションは、当社グループの役職員のより一層の意欲、士気向上を引き出す手段として、本日発行決議された第三割当増資と同時に発行することで、既存株主及び当該第三者割当増資の割当予定先と、当株グループの役職員が当社株式に対する株価変動リスクを共有する適切なタイミングであると判断し、有償ストック・オプションの発行を決議したものです。

(注) 第三割当増資について

本日決議された第三者割当増資は、当社の成長資金の調達を目的に、第三者に対して2021年12月30日を払込期日とした、新株式の発行総額346,080,000円(7,210,000株)、第25回新株予約権の発行総額17,304,000円及び当該新株予約権の行使により調達される1,730,400,000円(36,050,000株)の合計2,093,784,000円(43,260,000株)の資金調達となります。

本件に関する詳細は、本日付けの適時開示「第三者割当により発行される新株式及び第25回新株予約権の発行に関するお知らせ」をご参照ください。

有償ストック・オプションすべて行使された場合に増加する当社普通株式の総数は20,000,000株となり、決議日時点の発行済株式総数249,541,756株（本日発行決議された第三者割当増資で発行される新株式数は含んでおりません。）の8.01%に相当します。

有償ストック・オプションは、割当を引受ける者（以下「割当者」といいます。）に対して公正価格にて有償で発行するものであり、行使義務条項として、割当日から有償ストック・オプションの行使期

間の中に東京証券取引における当社普通株式の普通取引終値の当日を含む 20 取引日の平均値が一度でも行使価額に 30%を乗じた価格（但し、割当日後、当社が株式分割又は株式併合を行う等の調整が行われた場合、調整後の行使価額に 30%を乗じた価額とします。）を下回った場合、有償ストック・オプションの割当者は残存するすべての有償ストック・オプションを行使価額で行使期間の満期日までに行使しなければならないものとする義務が付されております。割当を引受けた当社グループの役職員が、既存株主の皆様と同様に当社株価下落に対するリスクを負うことで、モチベーションと同時に責任も生じるスキームとなっております。行使義務の発動水準を有償ストック・オプションの行使価額の 30%を下回った場合と設定した理由と致しましては、当社の過去の業績や株価推移を考慮し割当者となる当社グループ役職員が株価に対して一定の責任を負う妥当な水準であると判断したためであります。

当該条件の他、有償ストック・オプションの発行要項以外に割当先との間で締結する新株予約権割当契約で定められている条件又は退任時の扱いのうち主要なものは以下のとおりです。

- ① 本新株予約権の全部又は一部について、当社の承諾を得ることなく放棄してはならない。
- ② 行使期間における行使開始日（2022 年 1 月 14 日）から 1 年間あたり（以下、2 年目以降同様。）新株予約権の割当数量の行使できる最大数を当初の割当数量の 30%（行使残数がそれ以下の場合、その数量とする。）までとする。
- ③ 権利喪失事由としては、禁固以上の刑に処せられた場合及び就業規則その他の社内規則等に違反並びに背信行為等により懲戒解雇又は辞職・辞任した場合、当社又は当社の関係会社に対して損害又はそのおそれをもたらした場合、その他有償ストック・オプションを付与した趣旨に照らし権利行使を認めることが相当でないと取締役会が認めた場合。
- ④ 退職又は退任後の取扱いとしては、自己都合により退職又は退任しないよう、割当者は最大限努力する。なお、権利喪失事由に該当又は放棄されない限り、退職・退任後も新株予約権は存続することとなります。
- ⑤ 権利譲渡・担保設定・その他の処分はできない。

当社グループの従業員は、旧経営陣（2021 年 4 月 21 日付け当社臨時株主総会により解任された前取締役らをいいます。）の下で行われた当時の主要子会社の売却（前期から本年 4 月 20 日までに実施された子会社等の連結除外。）により、当社グループの将来に対し不安を抱いていました。企業価値向上のための施策を実行していくためには、当社グループの役職員が一丸となってモチベーションを向上させて当社グループの事業に主体的に関与する必要があります。このため有償ストック・オプションの発行は、株式の希薄化を生じさせる可能性があるものの、当社の株主とリスクと利益の共有を図りつつ、行使期間も 10 年間としており中長期的な企業価値の向上を目指すものであることから、合理的なものであると考えております。

現時点において想定している本新株予約権の取得の申込みの勧誘の相手方の人数及びその内訳は、以下のとおりです。

勧誘の相手方	人数	内訳
当社の取締役・監査役	8 名	165,000 個 (16,500,000 株)
当社の従業員	9 名	28,000 個 (2,800,000 株)
クリア建設(株) (当社の 100%子会社) の従業員	2 名	2,000 個 (200,000 株)
(株)JP マテリアル (当社の 100%子会社) の取締役	1 名	3,000 個 (300,000 株)
(株)JP マテリアル (当社の 100%子会社) の従業員	1 名	1,000 個 (100,000 株)
クリアスタイル(株) (当社の 100%子会社) の従業員	1 名	1,000 個 (100,000 株)

なお、第2回有償ストック・オプション（以下「本新株予約権」といいます。）の発行決議に際し、その発行価額決定の公正性を期すため、当社は、当社から独立した第三者算定機関である株式会社ブルータス・コンサルティング（東京都千代田区霞が関三丁目2番5号、代表取締役 野口 真人。以下「ブルータス社」といいます。）に対して本新株予約権の公正価値算定を依頼し、価値算定書を取得しております。ブルータス社は、本新株予約権の発行要項に定められた諸条件を考慮し、一定の前提（当社株式の株価、ボラティリティ、行使期間、配当利回り、無リスク利子率、行使条件等）の下、一般的な価値算定モデルであるモンテカルロ・シミュレーションを用いて新株予約権の公正価値を算定しております。当社取締役会は、ブルータス社が評価額に影響を及ぼす可能性のある前提条件をその評価の基礎としていること、当該前提条件を反映した新株予約権の価値算定手法として一般的に用いられている方法で算定していることから、その算定結果は適正かつ妥当であり、本新株予約権の発行価額を当該算定結果と同額である50円とすることは有利発行に該当しないと判断し、当該金額をもって本新株予約権の発行価額とすることを決定しました。そして、当該取締役会決議に参加した監査役3名（内、2名は社外監査役）は、ブルータス社は、本件に類似した案件における新株予約権の評価単価の算定について豊富な経験を有しており、その専門家としての能力について特段問題となる点はないと考えられること、価値算定書において適用された基礎数値等はそれぞれ合理的ないしは適切であると判断できること、算定方式としてモンテカルロ・シミュレーションを採用することについては合理性を有していると考えられることから、その算定結果は適正かつ妥当であり、本新株予約権の発行価額を当該算定結果と同額である50円とすることは有利発行に該当しない旨の意見を述べております。

2. 本ストック・オプションの発行要綱

末尾記載の別紙「募集新株予約権（第2回有償ストック・オプション）の発行要項」のとおり。

以上

【別紙】

募集新株予約権（第2回有償ストック・オプション）の発行要項

1. 名称

中小企業ホールディングス株式会社 第2回有償ストック・オプション

（以下「本新株予約権」という。なお、登記上は「中小企業ホールディングス株式会社 第26回新株予約権」という。）

2. 新株予約権の内容

(1) 発行数

200,000個（新株予約権1個につき100株）

なお、本新株予約権を行使することにより交付を受けることができる株式の総数は、当社普通株式20,000,000株とし、下記(4)により本新株予約権にかかる付与株式数が調整された場合は、調整後付与株数に本新株予約権の数を乗じた数となる。

(2) 発行価額

本新株予約権1個当たりの発行価額は、50円とする。なお、当該金額は、第三者評価機関である株式会社ブルータス・コンサルティングが、一定の前提（当社株式の株価、ボラティリティ、行使期間、配当利回り、無リスク利率、行使条件等）の下、一般的な価値算定モデルであるモンテカルロ・シミュレーションによって算出した結果を参考に、それと同額とすることを決定したものである。

(3) 発行価額の総額

10,000,000円（発行価額×新株予約権の総数）

※本新株予約権の発行価額の総額の申込期日は2022年1月7日(金)とする。

※本新株予約権と引換えにする金銭の払込期日は2022年1月11日(火)とする。

(4) 新株予約権の目的となる株式の種類、内容及び数

本新株予約権1個当たりの目的である株式の数（以下「付与株式数」という。）は、当社普通株式100株とする。

なお、付与株式数は、本新株予約権の割当日後、当社が株式分割（当社普通株式の無償割当てを含む。以下同じ。）又は株式併合を行う場合、次の算式により調整されるものとする。但し、かかる調整は、本新株予約権のうち、当該時点で行使されていない新株予約権の目的である株式の数についてのみ行われ、調整の結果生じる1株未満の端数については、これを切り捨てるものとする。

$$\text{調整後付与株式数} = \text{調整前付与株式数} \times \text{分割（又は併合）の比率}$$

また、本新株予約権の割当日後、当社が合併、会社分割又は資本金の額の減少を行う場合その他これらの場合に準じ付与株式数の調整を必要とする場合には、合理的な範囲で、付与株式数は適切に調整されるものとする。

(5) 新株予約権の行使に際して払い込むべき金額

本新株予約権の行使に際して出資される財産の価額は、1株当たりの払込金額（以下「行使価額」という。）に、付与株式数を乗じた金額とする。

行使価額は、取締役会決議日の前日取引日の終値に対し 110% を乗じた金 52.8 円とする。

なお、本新株予約権の割当日後、当社が株式分割又は株式併合を行う場合、次の算式により行使価額を調整し、調整による 1 円未満の端数は切り上げる。

$$\text{調整後行使価額} = \text{調整前行使価額} \times \frac{1}{\text{分割（又は併合）の比率}}$$

また、本新株予約権の割当日後、当社が当社普通株式につき時価を下回る価額で新株の発行又は自己株式の処分を行う場合（新株予約権の行使に基づく新株の発行及び自己株式の処分並びに株式交換による自己株式の移転の場合を除く。）、次の算式により行使価額を調整し、調整による 1 円未満の端数は切り上げる。

$$\text{調整後行使価額} = \text{調整前行使価額} \times \frac{\text{既発行株式数} + \frac{\text{新規発行株式数} \times \text{1株当たり払込金額}}{\text{新規発行前の1株当たりの時価}}}{\text{既発行株式数} + \text{新規発行株式数}}$$

なお、上記算式において「既発行株式数」とは、当社普通株式にかかる発行済株式総数から当社普通株式にかかる自己株式数を控除した数とし、又、当社普通株式にかかる自己株式の処分を行う場合には、「新規発行株式数」を「処分する自己株式数」に読み替えるものとする。

さらに、上記のほか、本新株予約権の割当日後、当社が他社と合併する場合、会社分割を行う場合、その他これらの場合に準じて行使価額の調整を必要とする場合には、当社は、合理的な範囲で適切に行使価額の調整を行うことができるものとする。

(6) 新株予約権の行使期間

本新株予約権を行使することができる期間（以下「行使期間」という。）は、2022 年 1 月 14 日（金）から 2032 年 1 月 9 日（金）までとする。

(7) 新株予約権の行使条件

- ① 本新株予約権の割当日から本新株予約権の行使期間の終期に至るまでの間に東京証券取引所における当社普通株式の普通取引終値の当日を含む 20 取引日の平均値が一度でも行使価額（但し、割当日後、当社が株式分割又は株式併合を行う等の調整が行われた場合、その行使価額とする。）に 30% を乗じた価格を下回った場合、新株予約権者は残存するすべての本新株予約権を行使価額で行使期間の満期日までに行使しなければならないものとする。但し、次に掲げる場合に該当するときはこの限りではない。
 - (a) 当社の開示情報に重大な虚偽が含まれることが判明した場合。
 - (b) 当社が法令や金融商品取引所の規則に従って開示すべき重要な事実を適正に開示していなかったことが判明した場合。
 - (c) 当社が上場廃止となったり、倒産したり、その他本新株予約権発行日において前提とされていた事情に大きな変更が生じた場合。
 - (d) その他、当社が新株予約権者の信頼を著しく害すると客観的に認められる行為をなした場合。
- ② 新株予約権者の相続人による本新株予約権の行使は認めない。
- ③ 本新株予約権の行使によって、当社の発行済株式総数が当該時点における発行可能株式総数を超過することとなるときは、当該本新株予約権の行使を行うことはできない。
- ④ 各本新株予約権 1 個未満の行使を行うことはできない。

- (8) 新株予約権の割当日
2022年1月11日(火)
- (9) 新株予約権の行使により株式を発行する場合の当該株式の発行価額のうち資本組入額
- ① 本新株予約権の行使により株式を発行する場合における増加する資本金の額は、会社計算規則第17条第1項に従い算出される資本金等増加限度額の2分の1の金額とする。計算の結果1円未満の端数が生じたときは、その端数を切り上げるものとする。
 - ② 本新株予約権の行使により株式を発行する場合における増加する資本準備金の額は、上記①記載の資本金等増加限度額から、上記①に定める増加する資本金の額を減じた額とする。
- (10) 新株予約権の譲渡に関する事項
本新株予約権の譲渡については、当社の取締役会の承認を要するものとする。
- (11) 新株予約権の行使請求の方法
- ① 本新株予約権を行使しようとする割当先は、当社の定める行使請求書に、必要事項を記載してこれに記名捺印したうえ、行使期間中に行使請求受付場所に提出しなければならない。
 - ② 本新株予約権を行使しようとする割当先は、前号の行使請求書の提出に加えて、本新株予約権の行使に際して出資の目的とされる金銭の全額を現金にて払込取扱場所の当社が指定する口座に振り込むものとする。
 - ③ 本新株予約権の行使の効力は、行使請求に要する書類が行使請求受付場所に到着し、かつ当該本新株予約権の行使に際して出資の目的とされる金銭の全額が払込取扱場所の口座に入金された日に発生する。
 - ④ 行使請求受付場所
中小企業ホールディングス株式会社 本社 管理本部
 - ⑤ 払込取扱場所
株式会社みずほ銀行 外苑前支店

以上